居住誘導区域

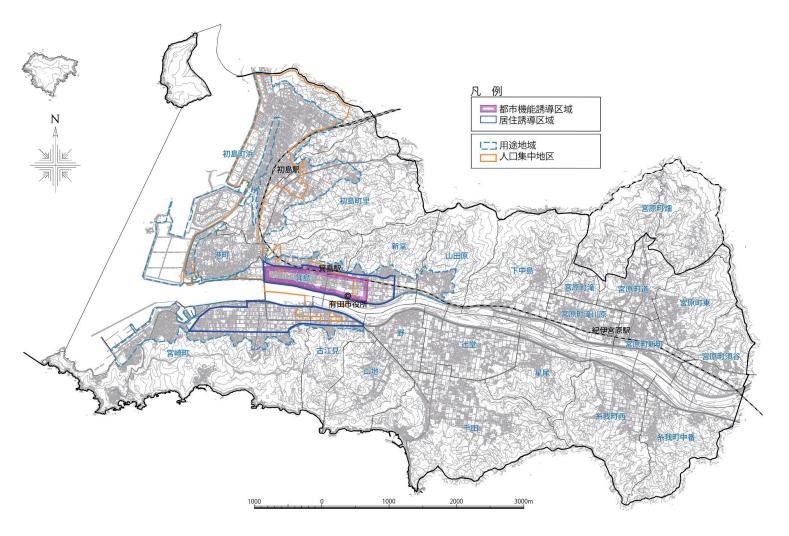
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定の エリアにおいて人口密度を維持することにより、生 活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよ う、居住を誘導すべき区域です。

本市の居住誘導区域は、原則として住居系用途地域、商業系用途地域に指定されている区域を基本に、都市機能が集積している等生活利便性や居住空間の安全性が高く、将来(概ね20年後)の人口密度が30人/haを下回らない区域を設定します。

都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において必要な生活サービスの効率的な提供を図るため、交通利便性等を考慮して都市の中心拠点や生活拠点に医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する区域です。

本市の都市機能誘導区域は、原則として商業系用 途地域に指定されている区域を基本に、鉄道駅やバ ス停留所等の交通拠点を中心として各種都市機能が 集積している区域を設定します。



区域設定図

誘導施設

【有田市における誘導施設の分類とその位置づけの考え方】

機能	誘導施設	考え方
商業	スーパーマーケット	一定規模以上の商業施設は、集客力が高いこと、人の流れを大きく変える こと等から誘導施設に位置づけます。
医療	病院・診療所(産婦人科、小児科 を設けるもの)	子育て環境の充実、向上に資する産婦人科、小児科を有する医療施設は、 誘導施設に位置づけます。
子育て	子育て支援センター	子育て環境の充実、向上に資する子育て支援施設は、誘導施設に位置づけます。
教育文化	高等学校、各種学校	教育施設の内、高等教育機関等の立地は、人の流れを大きく変えること等から誘導施設に位置づけます。
	文化交流施設、図書館	賑わい創出、交流促進に資するホール等の文化施設は、誘導施設に位置づけます。